

議案第 14 号

松阪市公共浄化槽の整備に関する条例及び松阪市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

松阪市公共浄化槽の整備に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 151 号）及び松阪市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年松阪市条例第 190 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市公共浄化槽の整備に関する条例及び松阪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

（松阪市公共浄化槽の整備に関する条例の一部改正）

第 1 条 松阪市公共浄化槽の整備に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 使用料は、納入通知書の送付、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による納付の方法により 2 使用月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、1 使用月ごとに又は随時に徴収することができる。

3 定められた期日までに使用料が納入されないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、前項の方法によらず、集金の方法により徴収することができる。

（松阪市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第 2 条 松阪市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年松阪市条例第 190 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する使用料は、納入通知書の送付、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による納付方法により 2 使用月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、1 使用月ごとに又は随時に徴収することができる。

第 13 条に次の 1 項を加える。

3 定められた納付期日までに使用料が納入されないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、前項の方法によらず、集金の方法により徴収することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条による改正後の松阪市公共浄化槽の整備に関する条例第8条第2項及び第3項の規定並びに第2条による改正後の松阪市農業集落排水処理施設条例第13条第2項及び第3項の規定は、令和5年9月分の使用料の徴収から適用し、同年8月分までの使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、一部の地域においては同年10月分の使用料の徴収から適用することとし、この場合における同年9月分までの使用料の徴収については、なお従前の例による。